**平成２２年（フ）第８７号**
沖縄県豊見城市字与根451番地
債務者　仲宗根秀一
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第１７３号**
盛岡市住吉町３番19号
債務者　荒木田尚志
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第１７５号**
岩手県奥州市水沢区字赤土田15番地２　赤土田住宅２号棟４－３号
債務者　菅原美智子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第１９０号**
盛岡市西青山２丁目13番８号、旧住所千葉県柏市あかね町10番３号
債務者　菅原　　匠
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第２号**
岩手県一関市山目字中野127
債務者　互野　登由
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

**平成２２年（フ）第３号**
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第12地割61番地２
債務者　千葉　昌子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４９号**
福島県会津若松市柳原町１丁目７番18号、前住所福島県会津若松市緑町３番33号　県営住宅15棟７号
債務者　川﨑　幸恵
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２２年（フ）第１１３号**
名古屋市東区葵２丁目13番３号　ツインクルガーデン503号
債務者　石川由起子（旧姓仲里）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１５７号**
愛知県半田市有楽町３丁目189番地
債務者　西井　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５４２号**
愛知県尾張旭市城山町向ケ丘41番地
債務者　大上　隆昌
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１０１号**
愛知県一宮市千秋町町屋字宮浦10番地１
債務者　小砂　友美
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１１２号**
愛知県一宮市桜３丁目11番12―202号　モアグレース桜Ⅲ
債務者　草野　重義
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第８３２号**
大阪市北区長柄東３丁目２番５－303号
債務者　原田　孝治
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２０４４号**
大阪市鶴見区安田４丁目２番18号
債務者　平賀　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２１４５号**
大阪市東淀川区豊新１丁目12番10号　モトシロマンション37号
債務者　陣　　幸博
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２２３６号**
大阪市浪速区大国２丁目８番３―402号
債務者　増田　絵美
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２２３８号**
大阪市淀川区木川東１丁目10番32―207号
債務者　中村　則子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２２４５号**
大阪府八尾市志紀町１丁目142番地　302号
債務者　金子　真理
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部